

伊丹市合葬式墓地使用者募集要項

1. 合葬式墓地概要及び使用料

名 称	伊丹市神津墓地合葬式墓地 伊丹市岩屋1丁目10番（伊丹市神津墓地内）
埋 蔵 規 模	10,000体
墓地使用料（永代）	市 民：55,000円※ 市民以外：82,500円
記名板使用料 （希望制）	市 民：55,000円※ 市民以外：82,500円

※ 市民：申込者が申込時点で本市に住民票を有していること、又は、埋蔵される方が亡くなられた時点で本市に住民票を有していた場合が対象となります。

2. 申し込み手続き

申込受付時間 午前9：00～午後4：30

申込受付場所 伊丹市営斎場 1階 事務所（1月1日・2日は休場）
住 所：伊丹市船原2丁目4番20号
TEL：072-782-2177

申 込 資 格

- ①既に埋蔵しようとする焼骨をお持ちで、当該焼骨との関係が配偶者、養親・養子、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、又はこれらに準ずる関係の公的証明が発行できる方で、祭祀を司る方。
- ②自己の利用を目的として生前に申し込まれる方
- ③神津墓地区画墓地の使用許可を受けていない方（神津墓地区画墓地の使用許可を受けられている方が合葬式墓地の申し込みを行う場合には、神津墓地区画墓地を返還する必要があります。）
- ④宗教や宗派は問いません。

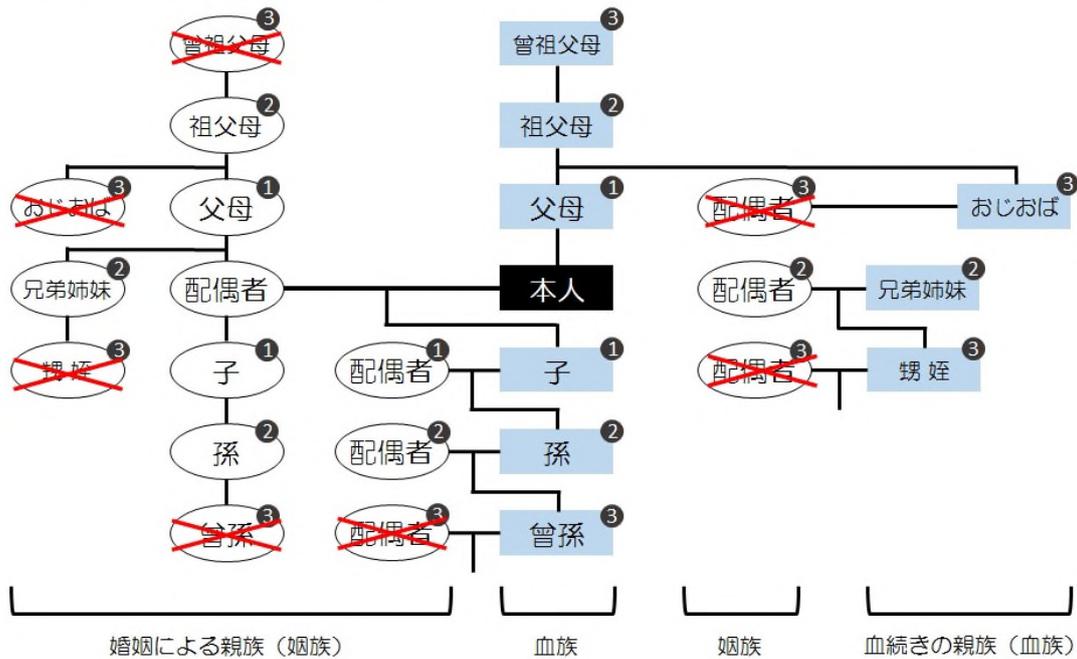
3. 申し込み方法

所定の『合葬式墓地使用許可申請書』に必要事項を記入押印の上、下記の必要書類を添えて、伊丹市営斎場までお申し込み下さい。

※郵送・FAX・メール・電話での受付はできません。

	申し込み資格	必要書類
既に焼骨をお持ちの場合	①埋蔵しようとする焼骨をお持ちで、当該焼骨との関係が配偶者（配偶者に準ずる公的証明が発行できる方を含む）、養親・養子、3親等以内の血族、2親等以内の姻族で祭祀を司る方。	<ul style="list-style-type: none"> 合葬式墓地使用許可申請書 誓約書 申請者の氏名、現住所が確認できる住民票抄本（本籍地が記載されたもの。発行から3ヶ月以内のもの） 埋蔵する焼骨の火葬済の証明書または改葬許可証の写し等 申請者と埋蔵する焼骨との続柄が確認できる戸籍謄本等（続柄によって必要な書類が異なります。市営斎場または生活環境課までお問い合わせください。） 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
生前予約申込	②自己の利用を目的とすること	<ul style="list-style-type: none"> 合葬式墓地使用許可申請書（お骨をお持ちいただく方（祭祀主宰者）の承諾が必要です。） 誓約書 申請者の氏名、現住所が確認できる住民票抄本（本籍地が記載されたもの。発行から3ヶ月以内のもの） 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

参考：本人から見た血族・親族親等数



4. 申し込み及び使用上の注意

<合葬式墓地への埋蔵について>

- 使用許可証に記載された埋蔵予定者以外の焼骨は埋蔵できません。
- 埋蔵時の立会い及び合葬室への立ち入りはできません。
- お預かりしたご遺骨の返還や別の墓地への改葬は一切できません。
- 納付後の使用料は、いかなる理由があっても返還いたしません。
- 虚偽の申し込み、住所要件等に不正行為があれば使用を許可せず、使用料も返還いたしません。
- 使用权を譲渡又は転貸、転売することはできません。
- 生前に予約申請をされる場合は、本人からの申請のみ受け付けます。(委任状による代行は可)
- お骨をお持ちいただく方(祭祀主宰者)に変更があった場合には必ず届け出てください。

<記名板の使用について>

- 1枚の記名板に刻字できる氏名は1名までです。
- 刻字できる氏名は住民票や戸籍等の公的証明書で確認できるものに限りま
- す。
- 氏名の他に生年月日及び死亡年月日のいずれか又は両方の刻字は可能です。
- 「〇〇家」や「◇◇家先祖代々」等の代表刻字はできません。
- 刻字は楷書に限り、字体の指定、文字サイズの指定・変更はできません。
- 縦40mm×横120mmの金属のプレートに刻字します。
- 記名板の位置指定はできません。記名板作成順に設置します。
- 記名板使用の申込みは、合葬式墓地の使用申込時から、焼骨の埋蔵依頼時までの期間のみ可能です。焼骨の埋蔵後のお申込みはお受けできません。

<記名板イメージ>



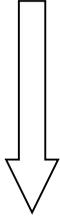
5. 申し込み時に必要な物

- 伊丹市合葬式墓地使用許可申請書(生活環境課、支所・分室、市営斎場窓口)に設置。市営斎場ホームページ及び生活環境課ホームページからダウンロード可)
- 合葬式墓地使用料
- 記名板使用料(希望者のみ)
- 必要書類一式(「3. 申し込み方法」の項をご参照ください。)

6. 申し込みから埋蔵（納骨）までの流れ

①申込書の受付（市営斎場）

- 必要書類を提出。（書類の審査）
- 合葬式墓地使用料を納付。
- 「骨袋」をお渡しします。（既に焼骨をお持ちの場合のみ。生前予約の方は亡くなれた後、埋蔵依頼時にお渡しします。）



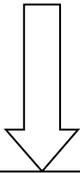
②使用許可証の受取

- 後日、市営斎場指定管理者から「合葬式墓地使用許可証」及び「埋蔵依頼書」を郵送します。



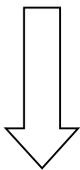
③ご遺骨引き渡し日の予約

- 許可証を受け取り後に、ご遺骨の引き渡し日を電話で予約してください。
【予約先】伊丹市営斎場
TEL：072-782-2177



④ご遺骨のお預かり

- ご予約いただいた日時にご遺骨を骨袋に入れてお持ちください。
- 埋蔵（納骨）時の立会いはできません。
お別れは済ませてから、お越しください。



⑤ご遺骨の埋蔵（納骨）

- ご遺骨のお預かり後（記名板を希望された方は、市営斎場に記名板が納品をされた後）、市営斎場指定管理者が埋蔵（納骨）及び、記名板の設置を行います。

7. その他

- 市営斎場の駐車場は火葬・葬儀の方専用です。合葬式墓地のお申込みにお車でのお越しになる際は近隣の駐車場（有料）をご利用ください。
- 市において、合同慰霊祭などの祭事はありません。
- 合葬墓前での法要やお祈りは可能ですが、混雑時（お盆、お彼岸、年末年始等）における長時間におよぶ法要、お祈り等のご遠慮ください。
- 神津墓地には駐車場はありません。お車でのお越しになる際は、近隣の駐車場（有料）をご利用ください。
- 焼骨所持での申し込みについては許可日から5年以内に、また生前予約申込については、申請者の死亡日から5年以内に焼骨の埋蔵がない場合、使用権は消滅します。（特別の事情があると認められる場合を除きます。）

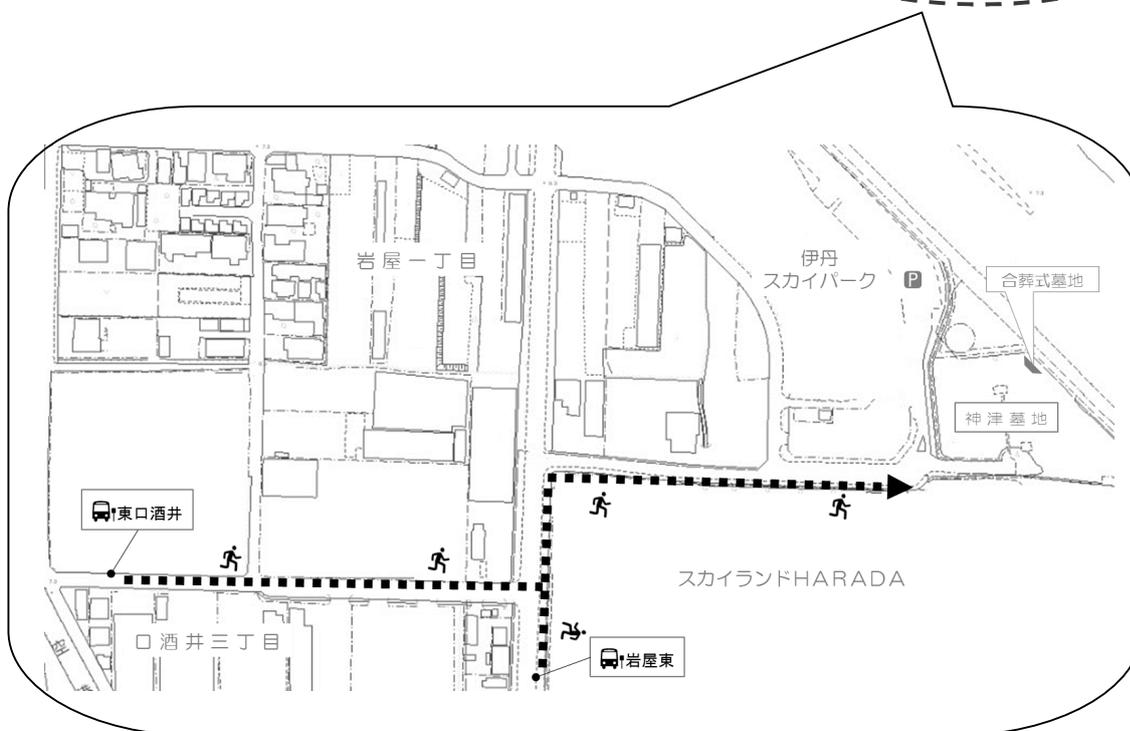
<お問い合わせ先>

伊丹市船原2丁目4番20号

伊丹市営斎場

TEL：072-782-2177

<神津墓地案内図>



<伊丹市営バスでお越しの方は>

阪急伊丹駅・JR伊丹駅どちらも市バス⑥番のりば「岩屋循環」で「東口酒井」下車、東へ徒歩約500m。

または「岩屋循環（クリーンランド行き）」で「岩屋東」バス停下車、北東へ約300m（※「岩屋循環（クリーンランド行き）」の運行は1日3～5本です。）

<お車でお越しの方は>

所在地：伊丹市岩屋1丁目10番

- ・神津墓地に駐車場はございません。
- ・近隣の駐車場（有料）をご利用ください。

<伊丹市営斎場案内図>



〒664-0896 伊丹市船原2丁目4番20号 TEL: 072-782-2177

<徒歩でお越しの方は>

阪急伊丹駅から北西に約600m。

<伊丹市営バスでお越しの方は>

阪急伊丹駅・JR伊丹駅どちらも市バス②番のりば「荒牧バラ公園」、「山田」、「昆陽里」行きで「桜ヶ丘2丁目」下車、南へ徒歩約170m。桜ヶ丘1の交差点から東へ約30m。

<お車でお越しの方は>

所在地：伊丹市船原2丁目4番20号

- 伊丹市営斎場の駐車場は、市営斎場で葬儀・火葬を行う方専用です。
- 合葬式墓地のお申込みの方は近隣の有料駐車場をご利用ください。